

永現寺之内突月庵御寺
 依代同寺之内寺社少所之
 如之寄進は付寄し如也
 野拙別心存間敷候御存分
 次第ニ可有之候為其如此申
 宣候事候 恐々謹言
 富山
 天正十一癸未五月廿七日 実泰（花押）
 富田能登守殿御宿所

富山実泰寄進状

註 ① 永現寺の子院 ② 現在の河沼郡河東町代田 ③ 富田氏は松本・佐瀬・平田の三氏とともに、葦名四天の宿老であった。
 解説 富田能登守実泰が、示現寺突月庵に代田村の地を寄進したものである。富田能登守は富山実泰の客観（指南）かとも思われるが、両者の関係は不明。

陸奥国会津示現寺於領中守護不入并
 標別段錢何事も永代令免許候仍為後日
 之状如件
 陸奥国會津示現寺於領中守護不入并
 標別段錢何事も永代令免許候仍為後日
 之状如件
 永正拾四年のしの六月廿三日
 盛滋（花押）

葦名盛滋諾役免許状

註 ① 守護大名葦名氏の警察權等を示現寺領におよぼさないこと。② 棟別錢 ③ 田畑一段ごとに課する税
 解説 葦名盛滋が示現寺領中を守護不入とし、棟別錢・段錢を免除したものである。
 同年十二月八日には盛の父盛高が死亡するが、六月二十三日、盛高はすでに隠居していたことがわかる。

富田能登守殿

天正十一癸未五月廿七日

富田能登守殿御宿所

天正十一癸未五月廿七日 実泰（花押）

富山

宣候事候 恐々謹言

次第ニ可有之候為其如此申

野拙別心存間敷候御存分

如為寄進被付置候尤於

領代田柴之内寺社少所之

示現寺之内突月庵御寺

盛滋（花押）

永正拾四年のしの六月廿三日

之状如件

標別段錢何事も永代令免許候仍為後日

陸奥国會津示現寺於領中守護不入并

奉寄進